The Article 9 Society Hiroshima
第九条の会ヒロシマ
会報108号
2021年1月

世話人代表　藤井純子　URL：http://9-hiroshima.org/
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL：070-5052-6580　FAX：082-255-6580
E-mail：fujii@jca.apc.org（藤井）
郵便振替　01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円

命、人々の尊厳をまもる政治へ向かって

あらゆる核も、憲法の改悪も、究極の不要不急だ！

核なき世界へ
祝 核兵器禁止条約発効 キャンドル集会

1月 22日（金）18：00～　原爆ドーム前

主催：核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（HANWA）
　　核兵器禁止条約をもとめる共同行動実行委員会

核兵器禁止条約は今年 10 月 24 日、発効に必要な 50 カ国の批准に到達し、90 日の 2021 年 1 月 22 日に発効します。核兵器が国際法でついに違法化されることを広島・長崎の被爆者の方々とともに祝い、これを「核なき世界」へのスタートとするためにさまざまな行事が予定されています。

広島の子ども・若者たちによる、条約発効を祝い、ヒロシマを継承し、行動を誓う会

1月 22日 19 時　広島平和記念公園・原爆の子の像

主催：広島被爆者 7 団体（予定）（※）、ほか広島 YMCA、
　　核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（HANWA）、
　　広島県生活協同組合連合会、 ANT-Hiroshima、
　　平和首長会議（広島平和文化センター）

＊12 時から、原爆ドーム前出発のデモ
　東京では日本政府の核兵器禁止条約早期批准、せめてオブザーバー参加を求め国会前行動も予定されています。

東京・広島・長崎 合同イベント
核兵器禁止条約発効記念　核なき世界へスタート！

1月 23日（土）15:00-16:30

広島 YMCA 国際文化ホール
・東京会場の映像
・スピーチ　被爆者、広島市・広島県
・若者による対談
・朗読ボランティア、ギター演奏
・子どもたちによる合唱
主催：広島被爆者 7 団体ほか…

第九条の会ヒロシマ総会 2021
記念講演：日独平和フォーラム 33 年「日本の今」を考える（仮）

3月 20日（土）14：30～17：00(予定)

講師：村田民雄さん（市民交流センターふくやま代表
　　福山総がかり行動共同代表）

日独は、同じ敗戦国で、その反省の下、かつての過ちを教訓化すべき立場にいながら、全く違った国になりました。
最近では、ベルリンのミッテ区の公共用地に設置した「平和の少女像」に対して、日本政府は執拗に圧力をかけ続けていますが、地方自治の定着したドイツゆえに、ミッテ区議会の圧倒的多数が撤去に反対して、恒久設置に道を開く議会決議がなされました。議案の提案は緑の党と左派党という、日本では考えられない議会政治です。
また、このコロナ禍の中で、指導者の果たす役割として、メルケル首相が大きくクローズアップされていますが、これもドイツの政治、政党、民意の反映だと思います。
ドイツの若者と交流を進めている村田さんのお話を聞いて学びたいと思います。どうぞご参加ください。

場所：広島原爆資料館地下会議室 2　（予定変更有）
連絡先；070-5052-6580（藤井）

★なお、いずれの行事も新型コロナウィルスの感染状況により実施形態が変更となる場合がありますのでご了承ください。

会報108号　もくじ

1　1/22～23 核兵器禁止条約発効　広島集会
　3/20 第九条の会ヒロシマ総会2021 ＆講演会 のお知らせ
2　平和のためにはたらきたい …… 藤井純子
4　核兵器禁止条約発効HANWA声明＆メッセージ …… 森瀧春子
6　2021年度防衛予算と新イージス艦…… 木元茂夫
8　上関海上ボーリング調査の準備作業を再開 …… 渡田正弘
9　本郷産廃処分場建設差し止め集団訴訟 …… 三島弘敬
10　違法操業の上安産廃処分場をやめさせる …… 溝田一成
12　共生考 Black Lives Matter　その2…… 笹川俊春
14　アジア市民の連帯を考える…… 筑紫建彦
16　育鵬社不採択を実現した市民の取り組み…… 山川　滋
19　本の紹介　活動報告　20　お知らせ･後記

大人はなぜ、平和のために戦争をするの？
平和のために、はたらきたい

藤井純子（第九条の会ヒロシマ世話人代表）

「平和のために、はたらきたい」。これは、戦後60年の2005年、8.6 新聞意見広告に 7 ～ 20 歳の若い人たちのメッセージを集めたとき、10 歳の K 君（愛媛）から来たものだ。今 25 歳になっているだろうその彼は、その思いを覚えていてくれるだろうか。その年の意見広告のタイトルはメッセージの中から「大人はなぜ、平和のために戦争をするの？」という素直な子どもの思いを掲載して、子どもの思いに共感し、今の日本を考えてもらいたいと思ったからだ。その答えを今、日本政府に聞いてみたい。

政府は昨年末、来年度予算を閣議決定した。9 年連続で過去最大の総額 106 兆 6,097 億円の内、防衛関係費も 6 年連続最高で 5 兆 3,235 億円だ。それに対して、何故、新型コロナウイルスへの対応は 5 兆円なのか全く理解不能だ。コロナ病棟勤務が決まった看護師が、戦場に行くような気持ちになったと言う。医療従事者は防護服を着て、決死の覚悟なのだろう。コロナに必要なものは、武器ではなく、人であり、お金であり、迅速な対応をする政治のリーダーなのだ。いくら防衛費を増やしても、命は守れない。敵基地攻撃能力保有とは、憲法違反の先制攻撃であり、抑止力神話「攻撃こそ最大の防御なり」に過ぎない。戦争をするための 9 条改憲などもってのほかだ。

安倍首相も、改憲は世論が十分に盛り上がらなければできないことを認めて首相を退いた。しかし衛藤征四郎自民党憲法改正推進本部長は「たとえ一部躊躇する政党があったとしても、信念を持って憲法改正を提案して当然だ」と語った。憲法調査会の地方公聴会が仙台から始まり、私は地元広島だけでなく、何か所か傍聴したが、少数野党も平等に時間を配分され審議を尽くすことが約束されていた。審査会もそのように運営されてきた。衛藤本部長の発言は、これまでの憲法を論ずる自民党のやり方さえ無視し、民主主義を謳う憲法論議に相いれない。「令和おじさん」と言われる菅首相も、学術会議の 6 人を任命拒否し、「命令し黙らせる」ことにことさら執着しているように見える。国のリーダーであるなら、人々の命を守り、人間らしく生きる権利を保障をするために、今はまず憲法を活かすことをこそ考えるべきであり、改憲手続法改定、改憲こそが誰もが口をそろえて言うように不要不急である。

改憲手続法「改正」案は、自公政権に改憲をさせてはならないという立憲野党の頑張りで 7 国会にわたり継続審議となっている。それでも自民党は改憲案の条文化は断念しても、1 月 18 日に始まる通常国会で「改正案」の採決を目指そうとしている。

そもそも改憲手続き法は、18 もの附帯決議がついた欠陥法である。自民党が出した公職選挙法（名簿の閲覧、在外名簿の登録、共通投票所、期日前投票、洋上投票、繰り延べ投票、投票所への同伴）の 7 項目にそろえるような微修正では済まされない。まず、最低投票率が示されていない。投票とは何の過半数か。有権者数か、投票総数か、有効投票数か。多くの人の意見が反映されるべきだといっても投票所などの問題にすり替えてはならない。また発議から投票までが 60 ～ 180 日であまりにも短い。投票する人を「国民」に限ってよいのか。そして公務員などの制限が多すぎる。大阪の住民投票でも問題となった有料コマーシャル、これはお金のある方が圧倒的に有利である・・・大事なことが置き去りにされていることを忘れてはならない。

政治とは、公助とは・・・　バス停で深夜、雨露をしのいでいた女性が殴り殺された事件があった。これは他人ごとではないと言って抗議デモに参加した女性がいる。それは事件で動揺した気持ちや不安を共有したいと思ったからだという。また追い続け記事にしている記者がいる。その記事によって、事件なんかではない、こんな事態に多くの人が心を寄せ、多くの人が共有することができる。行政は年末年始に住居を提供している。ならば路上生活者はなくせるはずだ。首相や都知事はコロナ下で「家族と一緒にステイ ホーム」というけれど、一人暮らしの人や家のない人はどうすればよいのだろうか。政治が「健康で文化的な生活を保障する」ために真っ先に考えるべきは、こういった人々のことではないだろうか。税金はその公助のために使ってほしい。社会はなかなか変わらないがツイッターの威力は既に示されたし、当事者が抗議デモに出ることの意味は大きい。そんな行動こそが社会を変える力にきっとなるだろう。

今年は秋までに必ず衆議院選挙が行われる。立憲野党の候補者一本化を切望する。それを働きかけるために広島県内の市民連合の動きが広がってきた。県西部の 2 区、3 区、5 区は活発で横につながっていこうと話し合っている。1 区は準備中。県東部ともつながって野党議員を国会に送り出すために、広島にも風を吹かせたい。憲法には、個々が健康に自由に生きる権利が明記されている。これが「平和に生きる」ということだ。皆さんと共に新しい年に平和のためにはたらいていきたい。

9.19 福山のプラカード

平和への思いを記したバナーを手に、核兵器廃絶を訴える参加者ら（原爆ドーム前で）

核廃絶への思い 市民ら150人訴え

原爆ドーム前で

憲法が公布されて74年となる3日（文化の日）を前に、核兵器廃絶や憲法9条について考えるイベントが1日、広島市中区の原爆ドーム前であった。集まった約150人が平和への思いを込めたバナーを持ってドームを囲み、来年1月に発効する核兵器禁止条約に日本政府も参加することなどを求めた。

イベントは、市民の有志や県内の女性団体でつくる実行委が主催。参加者らは「憲法は宝」などと書かれたバナーを手にアピールし、最後に全員で「核兵器をなくそう」とシュプレヒコールを上げた。

福山市立福山高2年、梶原百恵さん（16）は「条約発効はゴールではない。SNSで若者に呼びかけるなど、平和に向けた活動を続けたい」と話した。

ヒロシマ女たち　11.1 平和のバナーで原爆ドームを囲もう（読売新聞）

広島県内各地の総がかり行動

総がかり広島県北　（写真提供：実国義範さん）

総がかり・府中　（写真提供：石岡真由海さん）

戦争をさせない三原行動　　11.29 講演会→
（写真提供：上羽場隆弘さん）

三原 19 行動　↓

11.3 県内８か所オンライン講演会
三原集会　　（写真提供：坪山和聖さん）

広島総がかり 9.19 街宣行動

11・3 オンライン憲法のつどい　　2020 年 11 月 3 日 (火)
記念講演「『仕方ない帝国』を生き抜くための憲法」
講　師：　高橋純子さん（朝日新聞社編集委員・論説委員）
＜広島弁護士会館での集会をオンラインで、県内 8 ケ所に中継。
文責　福山会場　坪山和聖

1993 年朝日新聞社に入社し、鹿児島支局時代は森首相を追及し今に至っています。安倍政権は、小選挙区制による自民党の派閥解体化と野党の弱体化、首相官邸への権力の集中という状況に最適化した政権といえます。「こんな人たちに負けるわけにはいかない」という言葉に象徴されるように敵に厳しく味方に甘い政治姿勢は、今から思えば安倍晋三という人物が支持母体などからの期待に過剰に反応した結果といえるのではないでしょうか。
野党は批判ばかりで対案がないと言われますが、「野党は弁護士であり、立証は検察（政権）にある」という指摘のとおり、野党に対案提出義務はありません。しかし、“広告代理店的政治手法”により、目先を変えあいついで出される課題に対して、「すぐに忘れる」効果をマスコミが加速したことには重い責任があります。メディアの分断と選別を徹底する政権に対して、７年８ヵ月を経ても安倍政権を私たちの力で替えることはできませんでした。

「第３次安倍政権」とまで言われる菅首相は、ファイトがわきにくい人で、言っていることがちいさいのです。世襲を肯定する訳ではありませんが、首相には資質が必要なのかと思わざるをえないところです。官房長官の体質そのままで、フィクサーをおしとおし、何事もねじ伏せていく姿勢に対して、メディアを始め私たちは応じていけるのかが問われています。

立憲主義が危機にある今、私たち自身が、選挙できる“有権者”から、自立した“主権者”へと脱皮する必要があります。与えられた問いに対して応えていくこと以上に、問い自体を疑う姿勢が求められています。さらには私たちが問いを立てていくことです。今大切なことは、対案を出すために焦り内輪もめをすることでなく、枠にはまらず、しなやかに、たくましく、楽しく闘い続けることです。

国家を組織とする見方もありますが、日本国憲法の論理は、国家を「ひろば」として見ることです。共通の目標を置くのではなく、個人が出発点になり、国家はルールを決めるだけです。これは大変な生き方ですが、遠回りしてでもこれを続けていく、この輪を作っていくことです。

祝　核兵器禁止条約発効確定
唯一の戦争被爆国日本も批准を！

2020 年 10 月 25 日、核兵器禁止条約発効確定を祝うヒロシマ集会を原爆ドーム前で行いました。核兵器廃絶を目指すヒロシマの会の呼びかけで両被団協、広島県知事、広島市長も参加し、唯一の戦争被爆国日本こそ早期に批准せよと国に働きかけ、行動していく決意を述べられました。

以下、森瀧春子さんのメッセージです。（利元克己さんテープ起こし・写真提供）

森瀧春子（核兵器廃絶を目指すヒロシマの会共同代表）

みなさま、今日、この地で、皆様とともに喜び合うということは、私にとって非常にうれしいことです。同時に、悲しいです。なぜなら、この地は一人一人の数知れない人間たちが焼かれ、殺されていった中心地でもあるからです。今日はその人たちとともに、これまでの、この苦しみの中から生まれた核兵器禁止条約を本当に喜び合いたいと思います。でもこの禁止条約には、核兵器の開発、製造、備蓄、移転、そして何よりも使用、そして私たちが忘れてならないのは核抑止力として核兵器を使うということです。これは日本が安全保障政策の基本として取っている、いわゆる核抑止政策。これがいかにこの禁止条約に違反するものであるか。使わないまでも使うということを前提に脅威を与えるという行為が、余りにも核兵器が非人道的であるために、これを決して許すわけにはいかないのです。

私たちは亡くなった多くの被爆者、このたたかいを戦後ずっと背負ってきた私たちの先達、そして今も苦しみの中にいて苦しんでいるなかで、核兵器が最後の一個まで無くならないと本当の廃絶にはならないと笹森さんが言われたことがあります。私は、この叫びを聞いたときに本当にそうだと思いました。

被爆者の思いは、あの惨禍を知るものなら一個たりとも絶対に許すことが出来ない、それが無くなるまで私たちはたたかい続けなくてはならない。そういう意味で最大の、最強のツール、私たちにとって核兵器禁止条約はそういうものとして、自ら私たちが勝ち取ったものだと思っています。今後もみなさんとともに、この地球上から核による被害者－これは広島、長崎だけでなく、禁止条約の中にも明記しているように、世界中のあらゆる種類の核サイクルによる被曝者、この人たちへの支援、補償を実現してゆかなくてはなりません。

核兵器禁止条約に明記されたのは、私たちの広島からの意見を反映したものだと思っています。国連では私たちとの連帯のもとでこの非人道的な核を無くそうという努力、連帯をこれからも続けていってくれるものと思います。私たちにとって大切なことは、唯一の被爆国と自らいう日本が、まず署名、そして批准を一日も早くすることです。これは条件なんか必要ないのです。本当の人間の安全保障のためには、それしかないと思っています。みなさん、これからもともに頑張りましょう。ありがとうございました。

声明：ヒロシマは核兵器禁止条約の発効確定を心から歓迎する

本日（現地時間１０月２４日）、核兵器禁止条約の発効が確定した。５０カ国目の批准国となるホンジュラスが批准書を寄託したことによる。同条約は、９０日後の２０２１年1月２２日に効力を生ずることとなった。

核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（ＨＡＮＷＡ）は、このことを心から歓迎する。

１９４５年８月のアメリカによる広島・長崎への原爆投下から７５年間、ヒロシマ・ナガサキはその未曾有の非人間的悲惨の極限をもたらされた体験から核兵器廃絶を訴え続けてきた。これらの爆撃では、市民に対する無差別殺戮が行われ、日本の植民地支配の結果、日本に強制動員された朝鮮半島出身者や連合国の捕虜も犠牲となった。

核兵器禁止条約は、このような核兵器の使用による非人道的影響に着目し、核兵器を違法な兵器とし、その開発、実験、製造、備蓄、移譲、使用及び威嚇としての使用の禁止ならびにその廃絶を規定し、これまでの核による人間や環境の被害への支援、補償を求め、これにより、核兵器が存在する限り生じる危険性を一切排除するものである。

私たちは、「同じ思いをもう２度とさせたくない」と願う被爆者とともに、同じ思いの多くの国々や国連、国際赤十字・赤新月社運動、ＩＣＡＮなどのＮＧＯ団体とともに核兵器を法的に禁止することを求めて赤十字国際委員会や核不拡散条約（ＮＰＴ）再検討会議など国内外で訴えてきた。条約の発効確定は、このような活動の一定の到達点として、新たなスタートに立つべき決定的な歴史的意義を持つものである。

今、核兵器をめぐる世界の状況は米露が核軍縮のための各種の条約を失効させ、小型核兵器の開発、実戦使用の道を進めるなど、核戦争をもたらす危機的状況にあるが、この動きを世界中から包囲し封じていかねばならない。

日本政府は、アメリカの核の傘に依存する安全保障政策を執り、核兵器禁止条約は、日本の安全保障を弱体化するものとして、同条約に署名しないとの態度を示している。

しかし、核の傘に依存するというのは、核兵器の使用を前提とするもので、ひとたびの核兵器の使用が連鎖的な使用に繋がり、ひいては、地球規模の気候変動により、人類、否、生物の生存自体が危険にさらされる事態を招来することが懸念されるのである。本年は、新型コロナウィルス感染症の世界的流行により、これまでに１１５万人もの人々の命が奪われた。軍事力をいくら強化しても、人々の命が守れない事態が起こっている。

日本の市民は、約７割が核兵器禁止条約に参加すべきとしている。

私たちは、日本政府に対し、核兵器禁止条約に一刻も早く早期に署名・批准することを求める。

私たちはヒロシマから希望を持ってこの画期的な核兵器禁止条約の発効を心から歓迎し、核兵器廃絶への道に力を結集していくことを表明する。

２０２０年１０月２５日

核兵器廃絶をめざすヒロシマの会（ＨＡＮＷＡ）

2021年度防衛予算と新イージス艦－横須賀基地の動きから感じること

木元茂夫（すべての基地に NO ！をファイト神奈川）

■ 新イージス艦はどうなる

防衛省は 12 月 21 日、「我が国の防衛と予算 (案)」を、ようやくホームページに公開した。62 ページにおよぶ予算案の解説パンフレットである。海上自衛隊には 2020 年度比で 1,500 億円増の 1 兆 3,088 億円が割り当てられた。

注目のイージス艦については、「イージス・システム搭載艦の検討に関わる技術支援役務－搭載機能、艦の設計等に関する検討について民間事業者から専門的・技術的支援を得る」として 17 億円を計上したのみである。18 日の閣議決定、「あるべき方策の一環として、陸上配備型イージス・システムに替えて、イージス・システム搭載艦 2 隻を整備する。同艦は海上自衛隊が保持する。同艦に付加する機能及び設計上の工夫を含む詳細については、引き続き検討を実施し、必要な措置を講ずる」とは、だいぶトーンが異なる。要は、2021 年度は建造には入らないということだ。イージス艦ではなく、イージス・システム搭載艦という言葉が使われているのは、情報収集に重点を置くのか、高性能の水上戦闘艦とするのか、現時点では菅内閣も防衛省も整理しきれないということだろう。

これまでに決まっている海自の艦艇建造計画について概観しておきたい。2021 年 3 月、最新鋭のイージス艦「はぐろ」が佐世保に配備され、海自のイージス艦は 8 隻体制となる。一方で 30FFM と呼ばれる 3,900 トンの小型護衛艦が 2022 年から順次、就役する。“F” はフリゲート艦の略、“M” は機雷（MINE) の略である。島嶼争奪戦を想定し、127 ミリ砲と対空、対艦ミサイルと魚雷を装備し、機雷の敷設能力と機雷排除システムをもった小型艦であり、乗組員は約 90 名と省力化がなされている。艦名は旧海軍の重巡洋艦「熊野」からとった「くまの」。相変わらずの伝統墨守ぶりである。すでに 6 隻が三菱重工と三井造船に発注されており、21 年度も 2 隻分の予算 (472 億円 ×2) を計上。潜水艦 1 隻の建造予算 (684 億円) も計上されている。31 中期防には、「新型護衛艦 (FFM) や掃海艦艇から構成される 2 個群を保持」と明記されている。「2 個群」が何隻を指すのかはっきりしないが、1 個護衛隊群が 8 隻であるから、16 隻前後と思われる。

私の推測であるが、艦齢 30 年を越え旧式艦となった「あさぎり」型護衛艦 (基準排水量 3,500 トン、乗組員 220 名) および「はつゆき」型護衛艦 (同 3,050 トン同 200 名) を順次退役させて、人的余裕を確保する。「あさぎり」型が「くまの」型に置き換わるたびに、130 名の人的余裕が生まれる。現在、各地方隊に配備されている「あさぎり」型 8 隻、はつゆき型 2 隻、あぶくま型 (同 120 名)6 隻、計 16 隻を「くまの」型に置き換えていき、22 隻を建造する。そうすると旧式艦 16 隻に配属されている 2,880 名は、「くまの」型 22 隻を建造したとしても 1,980 名となり、900 名の人員の余裕が生まれる。

新たなイージス艦 2 隻の建造は、こうした「要員確保計画」をぶち壊すものである。イージス艦はその運用に多くの乗組員を必要とする。これまでのイージス艦の乗組員は、「こんごう」型が 300 名、「あたご」型が 310 名、「まや」型が 300 名である。新イージス艦の要員を仮に 300 名とすると 600 名を確保しなければならない。海自にとっては、とんでもない話である。逆に言えば、「くまの」型の就役によって人的余裕が生まれて来なければ、あるいは海自定員を大幅に増員しなければ、イージス艦は建造できないということになる。

ちなみに、中国海軍の最新鋭のイージス艦「南昌」は、全長 180m 満載排水量 13,000 トンで、「まや」(170m、10,250 トン) よりも一回り大きいが乗組員は 280 名である。現在 8 隻が建造中であり、海自がこれとの対抗を意識すれば高性能のイージス艦建造へと傾くであろう。「まや」と「はぐろ」が建造費約 1,700 億円であるが、SPY-7 という最新のレーダーの購入契約を結んでいるために、建造費は 2,000 億円前後になると報道されている。税金の無駄遣いもいいところだ。

中国海軍はこの他に、「旅洋Ⅲ型」のイージス艦 12 隻を就役させ、さらに 8 隻を建造中、6 隻の計画がある。数の上で言えば、海自のイージス艦 8 隻と在日米海軍のイージス艦 9 隻を合わせても、これには及ばない。沿岸に配備された砲兵部隊も含め 23 万人の中国海軍に軍事力で対抗するには、社会保障費を極端に切詰め、防衛予算を大幅に増額するしかない。外交交渉によって良好な関係を保つことこそ、最良の選択である。もちろん、香港の民主派弾圧などは厳しく批判していくのが前提であるが。

■イージス艦ひしめく JMU 磯子工場

この 12 月、ジャパンマリンユナイテッド (略称 JMU) 横浜事業所磯子工場には、3 隻のイージス艦と空母に改装中の「いずも」がひしめいている。まずは、艤装工事中の「はぐろ」。工事はほとんど完了しているようで、公試運転が繰り返されている。イージス艦「きりしま」は大改装中、2 基の煙突を切除した。艦橋の後ろに何もなくなった船体を見て我が目を疑った。現在は取り外された煙突も再度、取り付けられた。工事は終わりに近づいているようだが、一体何のための工事だったのだろうか。配備後 1 年にもならない「まや」も、イージス・システム用のレーダーと煙突に足場が組まれ、何やら大改装の様相。通常の点検ではないような印象を受けるが詳細不明。

写真提供　木元茂夫さん　大改装中のイージス艦「きりしま」

そして、「いずも」。JMU にドック入りしたのは 3 月末。、すでに 9 ケ月が経過したが、改造工事はまだ終わらない。現在は飛行甲板後部にテントが張られている。

21 年度予算では「いずも型護衛艦の改修」として 203 億円 (概算要求時は 231 億円) が計上された。その大半は、2 番艦「かが」の改修に向けられるようである。

「世界の艦船」2021 年 1 月号に掲載された「海上自衛隊令和 3 年度業務計画案の概要」によれば、「飛行甲板の耐熱塗装、誘導灯の設置等に加え、F-35B を安全に運用するため、艦首形状を四角形に変更する工事を行うもので、同年度末からの定期検査に合わせて工事着手の予定。--- 今回の工事では、艦内区画の改修やスキー・ジャンプ勾配の設置は計画されておらず、F-35B の長期恒常的な運用を目的としたものではない。“かが”の第 2 回目の改修工事は令和 8 年度末に予定されているが、その内容は今後の検討によるため、現時点では未定である」としている。

■大型艦一隻もいない横須賀軍港

12 月 27 日、ヨコスカ平和船団は 2020 年最後の監視行動をおこなった。27 日に在港していたのは、2 月に中東での情報収集に派遣され 6 月に帰国した「たかなみ」、4 月に海賊対処に派遣され 215 日という長期航海を経て 11 月 24 日にようやく帰港した「おおなみ」、11 月 28 日に出港して 12 月 25 日に帰港した「いかづち」、そして「やまぎり」「ゆうぎり」「あまぎり」の 3 隻。潜水艦は本港、田浦港合わせて 5 隻在港していた。とにかく修理中の艦艇が多い。補給艦「ときわ」と掃海母艦「うらが」は JMU 鶴見工場で修理中。「ときわ」は 5 月末から修理中で、いまだに完了しない。護衛艦「てるづき」と潜水艦救難艦「ちよだ」は三菱重工横浜製作所で修理中。これだけの艦艇が修理に入ったのはこれまでにない事態である。

昨年 2 月、第一次中東派兵され 6 月に帰港した護衛艦「たかなみ」

「きりしま」と「まや」が、JMU 磯子工場に行っているための横須賀基地にはイージス艦はいない。「いずも」も空母に改装中のため不在、そして、原子力空母レーガンも定期修理に入った。しかし、日本の安全保障環境にさしたる変化はない。朝鮮 (DPRK) がこの機をとらえて弾道ミサイルを連続発射するとか、中国が艦隊を繰り出して太平洋で演習を行うということもない。イージス艦が 2 隻修理中であっても、何の支障もないのである。朝鮮は台風上陸による被害と新型コロナ対策という内政的課題に追われているようだ。ならば、手を差し伸べて外交交渉をやるチャンスではないのか。菅内閣は安倍内閣と同様に制裁には熱心であるが、残念ながら外交交渉の突破口を開こうとはしない。

そして、2020 年 3 月に横須賀に配備された「まや」は、とうとう長期航海に出ることはなかった。大出力の発電機を搭載してレーダーの出力を増加し、これまで以上の探知能力をもつといわれる「まや」である。アメリカ海軍のイージス艦が集めた情報をデータ・リンクで取得する、「共同交戦能力」をもつと宣伝されたイージス艦でもある。それが 3 日～ 1 週間の航海を繰り返しただけ、アメリカ海軍との共同訓練に参加することも、日本海に出動することもなく、9 ケ月が過ぎてしまった。21 年度予算に、「まや」型護衛艦の新型ミサイル SM-6 の装備認定試験の費用 102 億円が計上されているという。これで納得がいった、来年度からが本格運用になる。

昨年 4 月に配備されたイージス艦「まや」、
アメリカ海軍イージス艦と情報共有ができる

21 年度予算には「継続的な部隊運用に必要な各種弾薬の取得」として 2,293 億円 (概算要求時点では 2,514 億円) が計上されている。内訳として、

1　航空優勢、海上優勢の確保に必要な対空ミサイル、魚雷の取得 (270 億円)
2　スタンド・オフ・ミサイルの取得 (149 億円)
3　能力向上型迎撃ミサイル (PAC-3MSE) の取得 (356 億円)

とされている。さらに、12 式地対艦誘導弾の取得 (1 式 :55 億円)、12 式地対艦誘導弾能力向上型の開発 (335 億円)。このミサイルは、熊本の陸自健軍駐屯地、奄美大島に配備され、保良地区で弾薬庫の建設が進む宮古島にも、配備が予定されている。「開発中の 12 式地対艦誘導弾 (改) を長射程化し、多様なプラットフォームからの運用を前提としたスタンド・オフ・ミサイルとして開発」とある。射程距離は 900km 程度となると報道されている。「多様なプラットフォームからの運用」とは、艦艇の垂直発射装置 (VLS) からの発射も可能にするということだ。

SM-6 について金額の明示はないが、弾道ミサイル対処、航空機からの攻撃への対処、対艦、対地攻撃と何でもこなすマルチミッションミサイルで、世界最大のミサイルメーカー、米レイセオン社の製造である。どうやら、三菱重工の 12 式地対艦誘導弾と SM-6 が自衛隊の長距離攻撃兵器－敵基地攻撃能力の中核となるようだ。　　（ピースリンクニュース 96 号より）

田ノ浦の浜

上関 海上ボーリング調査の準備作業を再開

渡田正弘（上関原発止めよう！広島ネットワーク）

2020 年 11 月 4 日、中国電力が上関原発建設に向けた海上ボーリング調査の準備作業（掘削地点の確定作業）を始めた。昨年の 11 月に開始した同様の準備作業が祝島島民たちの監視・抗議で一切できなかったのを忘れたかのように。当然ながら、祝島島民たちは仕方なく昨年同様の体制を組み、海上での監視・抗議活動を再開した。私も昨年同様、山口県の小中さんを中心とする仲間と建設予定地の海岸からバナーや幟を掲げて見守り応援を開始した。

政府は新規建設を想定せず

そもそも、政府は今年の 10 月にエネルギー基本計画の見直しに着手しているが、11 月 20 日の衆議院経済産業委員会で梶山経済産業大臣は「現時点では原発の新規計画および増設計画は想定していない」「ボーリング調査は中電の判断でやっている」と明言。中電は地元自治体に原発推進姿勢を見せるポーズとしてボーリング調査の準備作業を開始したのだろう。上関町の推進派住民でさえ「今は急ぐ必要はない」と言っているのに。

活断層の有無調査が目的

中電が山口県に申請したボーリング調査の目的は、建設予定地の活断層の有無を調べること。そのために、建設予定地の陸上部西側約 200m沖に作業台船を据え付け、水深約 11mの海底 1 カ所を約 60m掘って試料分析する。山口県が中電に許可した調査期間は 3 カ月で来年 1 月末まで。県条例に基づく「一般海域の占用許可」で対象は約 6 千㎡。作業手順は、掘削地点を決めて安全を確認する準備作業（2 日間）後に、台船を固定してボーリング作業（約 2 カ月）に入る。だから、11 月末でもう期間内の完了が無理なのは明白。

祝島漁船団が監視・抗議

中電は、11 月 4 日から 13 日まで 6 日間と 12 月 11 日、12 日の 2 日間、準備作業に田ノ浦の海上にやってきた。基本的には、朝 10 時から午後 4 時まで居座り「30 分間ほど作業をしたいので船を移動してください」とお願いに何度も動き回る。中電社員は、司令船に 8 人前後、お願い船に 3 人、警戒船に 1 人が乗船。船はすべて地元からのチャーター船で 1 日？万円。それに対し、祝島漁船団は朝の 9 時台から大体 10 隻前後が待機し、掘削予定地点周辺で釣りをしながら監視する。風が強い時や真夏のような暑い時もあり、何時間も船に乗っているのはとても大変。祝島漁船団は、中電船が帰るのを見届けてから祝島へ帰島する。リーダー格漁師の橋本さんは、朝から夕方まで 8 日間皆勤で監視活動されていた。帰島する前に、橋本さん、町議の清水さん、女漁師の民ちゃんなどは、必ず私たち陸上部隊に「ありがとう」とお礼を言いに近くまで来てくれる。私たちも手を振って「ご苦労様」と応え激励する。

祝島漁船の監視活動　写真提供：渡田正弘さん

無駄なパフォーマンスの繰り返し

上関原発は 1982 年に上関町が誘致表明をしたが、祝島島民を中心とした粘り強い建設反対運動で海の埋め立て工事に着手できない状態が続く。さらに 2011 年の福島原発事故を受け、海上のみならず敷地内での関連工事もすべて中断したまま。現在、山口県から得ている埋め立て免許期間は 2023 年 1 月まで（何度も延長を繰り返し）。

今回の中電の行動は、昨年と全く同じことの繰り返し。祝島漁船団がいる限り、絶対作業はできないのは社員も分かっているはずだ。一番悪いのは安易に埋め立て免許を出した山口県だがボーリング調査許可に際し「事故やトラブルの防止に努めるよう」とくぎを刺している。また、中電に「原発本体の着工時期の見通しがつくまで埋め立て工事はしないこと」とも伝えている。

上関大橋に段差発生で人身事故

そんな状況下、11 月 14 日夜、上関大橋の橋げたに約 20 センチの段差が生じ、それに車が衝突しけが人が出た。段差発生の原因は、橋台をつなぎ留めていた鋼材が破断したからと推測される。現在、応急補修工事をして通行規制中。この橋は、町民の生活にとって欠かせないインフラであり、通れないと大変不便。中電にとっても敷地への出入りに必須の橋。もちろん、私たちもこの橋を渡らねば田ノ浦現地に行けない。また、上関大橋の管理者は山口県だから、安全・保守管理には信頼がおけない。数年前に大規模改修工事をしたはずなのに…。

12 月 15 日調査断念発表

中電がやっと 12 月 15 日に、来年 1 月末までの調査断念を発表した。まったく決断が遅すぎる。これに懲りずに中電は、来年 4 月頃山口県に調査許可の再申請をするようだ。祝島の人たちは、中電からの断念表明があるまで、今回も来年も抗議行動の準備を最優先する生活を毎日送らざるを得ないのだ。本当に腹立たしい。

なお、上関原発に関する裁判状況についてだが、祝島漁業者と自然保護団体が山口県を訴えた 2 件の埋め立て免許取消訴訟は、どちらも現在上告中。また、山口県民が免許延長に関して山口県を訴えた賠償請求訴訟（1 審一部勝訴、2 審敗訴）は、10 月 20 日最高裁の上告不受理決定で敗訴が確定した。

「原発なしで暮らせます」の声を

全国の動きとして 11 月 11 日、東北電力女川原発 2 号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働に宮城県知事と立地 2 市町が同意した。女川原発は、東日本大震災の被災原発であるのに信じられない思いがする。一方、12 月 4 日大阪地裁が関西電力大飯原発 3、4 号機の設置許可取り消しという勇気ある判決を出した。だが、菅政権の再稼働推進姿勢に大きくは変更ない。現在運転中の原発は 1 基のみという事実が示すように「原発なしで暮らせます」の声を粘り強く上げ続けたい。

命の水を守りたい！「本郷産廃処分場」建設差し止め訴え、517人が集団訴訟！

三島弘敬（本郷産廃処分場建設差し止め訴訟原告）

1．自然豊かな里地に降ってわいた「産廃計画」とは

東京の業者が、三原市本郷町と竹原市新庄町の市境の里山に産廃処分場を建設する、と地元住民説明会を初めて開いたのは、2018年6月23日。両市民は寝耳に水の出来事に驚いた。それは、すでに設置許可申請書が広島県に提出されて 2 カ月後のことであった。

説明会は、形式的説明に終始し、住民から多くの意見や質問が出されたが、法律に従って行うとの一点張りの回答に会場は業者への不信感と危機感で騒然となった。

さて、本郷町南方に造ろうとする「安定型産業廃棄物最終処分場」とはいかなるものか。

・業者名　　ジェイ・エイ・ビー（ＪＡＢ）協同組合
　　（東京都目黒区専属２丁目１７番２１号）
・計画地　　広島県三原市本郷町南方字観音平 22179 番地外６筆
・関係地域　三原市本郷町南方の一部、竹原市新庄町の一部
・事業期間　平成 30 年～平成 60 年 3 月 31 日（30 年間）
・埋立面積　9 万 6939 平方メートル
　　（マツダスタジアムのグラウンドの 7.6 倍）
・埋立容量　103 万 8125 立方メートル
　（２～ 10 トン車両 30 台／日程度）国道２号線から搬入
・主な産廃排出場所　県内５割、県外５割
　　（岡山、島根、大阪、京都、岐阜、愛知、静岡）
・廃水計画　雨水・浸透水は調整池を経由後、
　　自然流下で椋原川と日名内川に排水する。
＊【以上は、設置許可申請書と地元説明会（2018 年 6 月 23 日）に基づき作成】

2．住民のとりくみと市や県の対応はいかに

住民が危惧したのは、第 1 に水道水源の水質汚染である。第 1 回の説明会の直後、2018 年 7 月 6 日、西日本豪雨災害は本郷町、新庄町に多大なる被害をもたらした。猛暑の中、2 カ月にわたる断水を救ったのは、井戸水であった。建設予定地の麓は、良質の水が湧き出ていて井戸水が豊富にあり、被災住民の命をつなぐ水となった。この実体験から住民は分断されることなく反対運動へと盛り上がって行った。数人単位の学習会が各地で開かれ、ひろがり、地元町内会や自治会が市や県に陳情や反対要望書を提出した。

さらに、計画地は、竹原市の賀茂川と三原市の沼田川の分水嶺に位置する水道水源であることだ。沼田川下流には、三原市最大の水源地があり、三原市民の 4 分の 3 に当たる 3 万世帯の水道水となっている。賀茂川下流にも 6 つの取水場があり竹原市水道の 90%にあたる水道水になっている。

両市の住民の水道水の問題であることから、市民による産廃処分場建設反対署名の取り組みは広がり、数ヶ月間に 42,555 人分が集まり、広島県知事に提出された。本郷町内会連合会や全水道三原水道労働組合、竹原北部 6 自治会などからの請願が市議会に提出された。2019 年、両市議会は「水の保全」の観点から請願を採択し、広島県に意見書を送付した。

しかし、2020 年 4 月 23 日、市民の声や市議会の意見書は受け入れられず、広島県は廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）に基づき「本郷産廃処分場」の建設を許可した。

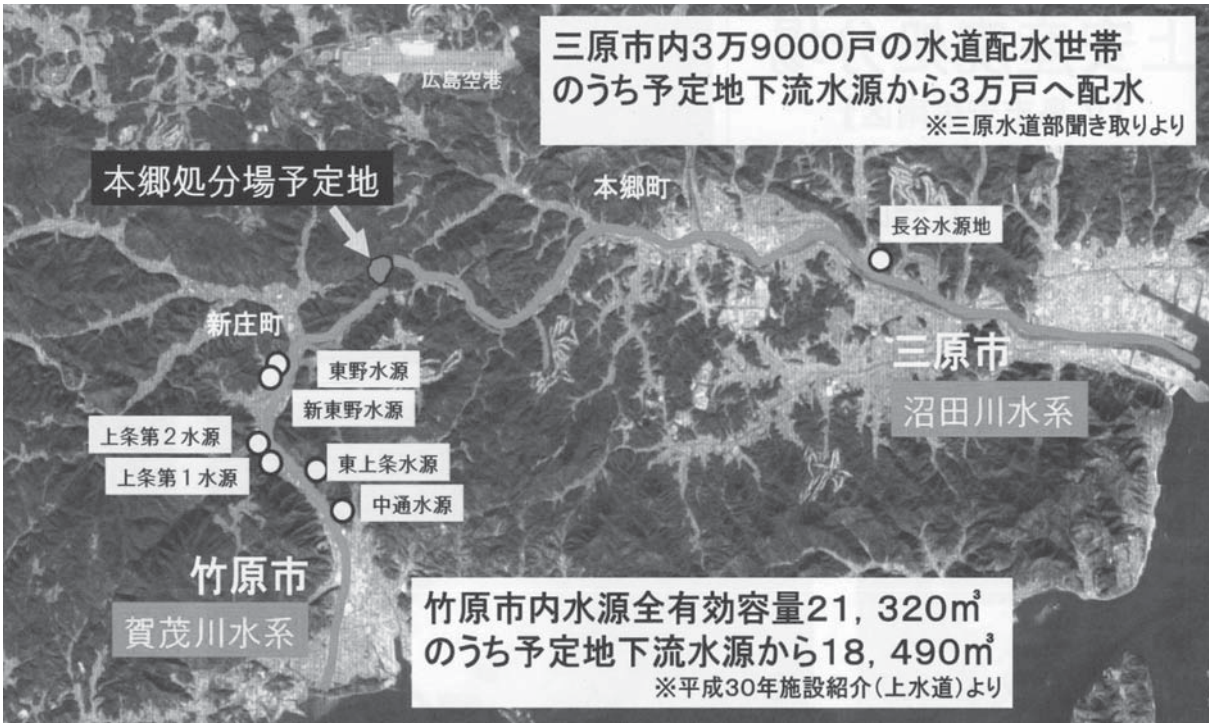

3．残された選択！

市民の声、市議会の意見が無視され産廃処分場の建設が許可された市民にとって、残された選択は訴訟しかなかった。先祖から受け継いだふるさとを、命の水を守りたい、子や孫へとつなぐために立ちあがった三原市と竹原市の市民たちから実に、517 人が原告となる大訴訟団が結成された。そして 2020 年 6 月 8 日、広島地裁に「本郷産廃処分場差し止め仮処分申請」を行った。加えて、2020 年 7 月 15 日、広島地裁に、「本郷処分場建設認可の取り消しを求める行政訴訟」を提訴した。
これらは、憲法に保障された生存権、清らかな水を受け取る権利「上水享受権」の保障を求める提訴だった。

4．明らかになった問題点。
本郷産廃処分場建設にかかること

① 現地は、三原市民、竹原市民の水源地であることから、水源が汚染される可能性があること。
② 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）や土砂災害防備保安林に指定されており、建設により森林を伐採すると土砂災害の危険性は増大すること。
③ 現地の地質は、劣化した花こう岩質で地下水に浸透しやすい地質であること。
④ 安定型最終処分場そのものの問題点。汚水の流出を防ぐシートなどの設備は一切なく、単に素掘りの穴に産廃物を埋めるだけの原始的処理方法であることから、有害物質が投棄されれば水質汚染は免れないこと。（日本弁護士会連合会が環境省に、法的不備や相次ぐ汚染の事例を指摘し安定型産業廃棄物最終処分場が今後新規に許可されないよう求める意見書【2007 年】を提出している）
⑤ 業者の適格性に危惧。同業者が広島市安佐南区上安で操業している安定型処分場で、本来流れないはずの泡や色水、悪臭の水を排出している事。広島市の要項を守らない操業実態（即日覆土していない等）があること。
⑥ 本郷処分場建設工事が、広島県や三原市、警察署などの所定の届け出や認可申請をしないまま進められたこと。

5．おわりに

運ばれてくる産廃が遠く静岡県、愛知県から運び込まれる不思議。愛知県は全国第2位の産廃処分場があるにもかかわらず、高速代金を支払ってまで運ぶ産廃とはなんだろうか。広島県が全国第 3 位の産廃銀座となっているのはどうしてだろうか。84 か所の産廃処分場は大丈夫なのだろうか。

三原市、竹原市の市長選挙の得票数は、合わせて約 3 万票。「産廃建設反対の署名」数は、これをはるかに上回る 4 万 2555 票。これは民意だ。廃掃法と森林法（森林の開発）、河川法の 3 つの法律は、住民生活よりも産廃事業を優先してしまった。

現地は、古墳時代、荘園の時代から農業、漁業、あらゆる産業が、沼田川、賀茂川の恵みによって成り立ってきた。良質な水道水源は、持続可能な三原市、竹原市にとっての貴重な財産である。日本も批准した「持続可能な開発 SDGs」のベースには、「安全な水の確保」が挙げられている。今回の裁判は、一企業の営業権を優先するのか、市民の命の源である安全な水を享受する権利を優先するのかを問う裁判である。

「仮処分申請」は、12 月 17 日の第 4 回の審尋で結審し、2 月に決定が出される予定である。「行政訴訟」は、12 月 22 日第 2 回公判が開かれる。焦眉の急を要する闘いだ。私たちは、日常の暮らしを投げ打って、多くの人々と共に頑張っている。共に、闘っていただいておりますことに感謝申し上げます。

違法操業の上安産廃処分場 (広島市安佐南区) をやめさせる

溝田一成 (上安産廃処分場問題を考える広島の会)

広島市安佐南区と安佐北区の境（広島市安佐動物園に近接）にある上安 (かみやす) 産廃処分場の増設申請が出されました。三原市本郷 (ほんごう) に広島県の設置許可が下りて、本郷産廃場の業者、ジェイ・エー・ビー (JAB) 協同組合が、同じ上安産廃場を運営することから産廃処分場を調査する中で、ずさんな運営、違法行為をつかんだことが上安産廃問題の始まりでした。かつては、産廃場下流の住民が排水の異臭や汚染を指摘してきたそうなのですが、解決に至らなかった経緯があります。

1、上安産廃場建設の経過

1993 年、㈱松一企画 (岡山市) に広島市が許可し、途中 2013 年に JAB 協同組合に施設譲渡され 27 年が経過しました。施設は産業廃棄物 (廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類) の安定型最終処分場となっています。今回 4 月 16 日に産廃場の増設申請がされたのです。

2、本郷産廃場との関連

広島県は事業者の JAB 協同組合に、三原市本郷産業廃棄物処分場（安定型処分場）を 2020 年 4 月 23 日、水源汚染を懸念する三原・竹原市民の声を全く考慮せず、設置許可を出しました。2020 年 7 月～ 9 月、JAB 協同組合と同じ上安産廃処分場の現地調査を、三原・竹原の住民が行いました。その結果、今まで広島市も確認できていない事項が出てきました。

3、調査結果の主な事項

調査結果は、

◎広島市の指針（産廃指導要綱）に明記されている「即日覆土」がされていない。

◎敷地内に産廃物が放置されている。風等で周辺の林野への散乱もある。

◎省令に定められた周辺の囲い（登山道と処分場の境）がしてない。

◎処分場からの廃水に、泡立ち、黄褐色に着色、オイルのような異臭がある。廃水は処理されず直接河川（荒谷川）に放流されている。◎排水の COD は基準値を超えている。◎荒谷川の下流（広島市の水源となる太田川に流れ込む）でも泡立ち異臭がある。

増設申請書が出た時、即日覆土されていない上安産廃処分場の大量に積み上げられた産廃物　（2020.7.21 撮影　溝田一成）

4、取り組みと問題点

⑴9 月 8 日、広島市産業廃棄物指導課で申請書の閲覧。9 月 28 日締め切りで意見書の提出をした。

⑵9 月 14 日、本郷の方から連絡を受け広島市環境局産業廃棄物指導課へ、「違反・汚染状況を問い正し、事実の把握と指導」をするよう申し出た。広島市はこのことを明らかにせず、業者にもなんの指導もしていなかった。申請書の意見を公表するように申し出た。

⑶9 月 18 日、上安産廃場の現地視察。調整池や周辺の囲いを調査。指導課に追加要望を申し出る。

⑷その後、広島市は何の方向性も示さず、回答をせず。

⑸10 月 18 日、上安産廃場現地調査。地元の人に出会い、今までの産廃場の話を聞く。

⑹10 月 21 日、違反行為についての告発を、広島安佐南警察署と広島市産業廃棄物指導課に提出。結果待ちの状態（警察署は12月末までにまとめて本署にあげるとのこと）。指導課は、申請審査のため 5 人の大学の専門家会議（大気、騒音、振動、悪臭、水質）を設け、申請の合格の有無を行うとした。

⑺10 月 30 日、本郷の方が排水採取、検査に出す。

⑻11 月 22 日、上安地元の 3 人に話を聞く。1993 年竣工の時の松一企画との町内会協定書を入手。

⑼12 月 4 日、指導課に行きこの間の経過を聞く。

---

① 申請書の経過

◎ 9/14 増設申請書の閲覧締め切り　　◎ 9/28 意見書の締切（4 人からの意見書提出あり）　◎ 11 月末に専門家の意見を聞き、業者からの回答が出た。　◎ 12 月 3 日、申請許可。

◎現在の産廃場は、墓苑とフロンティア・ジャパン敷地が全て JAB の所有になっている。

②排水などの汚水の告発

◎10 月 21 日、警察署と指導課に告発状を提出　指導課 11 月 5 日の中国新聞を見て驚き現地を視察　◎生物膜処理装置をつけて濁りを抑える工事を 11 月末に完了　◎市民団体が 11 月 22 日と 12 月 6 日に現地確認したところ、改善されてない。　◎「敷地上部に放置のものは、有価物なのでブルーシートでかぶせた。囲いは人との接触するところのみ設置すればよいので、現在設置済みと指導課回答。

---

(10) 上安産廃問題を、12 月 9 日市議会本会議一般質問と、12 月 14 日経済観光環境委員会で取り上げ。

(11)12 月 17 日、指導課に申請許可に対して抗議申し入れ。その指導課からの回答が 12 月 24 日に「違反項目はなく確実に履行されていて、排水処理設備を設置稼働させていて水質改善が図られている」と郵送されてきた。

しかしながら、依然として周囲には囲いはなく、即日覆土はあいまいで、排水には泡立ちが出ている状態です。産廃処分場の許可や管理を行うのは産業廃棄物指導課ですが、もう一つの業務として「住民の環境の保全や安心安全に暮らせるようにする」と主張しながらも、産廃業者の言いなりになっている状態です。

まず、許可を出した広島市には、増設申請許可の撤回「既設の処分場を安全なものにしておく」ことを行政交渉し、業者には「増設をさせない」運動を、産廃場下流域の住民の方と連携していきたいと考えています。ご協力をよろしくお願いします。

調整池の排水処理設備ができても出てくる排水は泡立っている（2020.12.6）

「アジア市民の連帯」を考える

筑紫建彦（憲法を生かす会）

私はこれまで、個人的な「修学旅行」で、ODA やアジア人権基金、PKO 問題の調査で、また国際会議などで、折に触れアジア、中東、アフリカなど各地を訪れました。そして最も印象に残ったのは、どこでも、どの人種や宗教でも、年齢や性別を超えて人びとが願っているのは「平和に人間らしく暮らしたい」ということでした。

いま、新型コロナで各国は鎖国状態になり、人の行き来が止まって、市民運動の交流もオンライン中心になるなど困難な時期が続いています。コロナ禍は、ただでさえ多くの課題に苦闘する各国・各地の市民運動に新たな重荷を加えました。しかし、人びとは生きており、自由を求め人権を守り平和をつくりだそうとする願いとエネルギーは今も脈打っています。そこで、今日のアジアにおける市民の連帯の課題について考えてみます。

日韓の市民連帯

日本の市民の国際連帯運動で最も広がりを持ってきたのは韓国の市民運動との連帯です。しかし、日韓の市民連帯運動が育つには、長い時間を要しました。

1960 年、日本では安保条約改定反対運動が盛り上がりましたが、韓国では李承晩独裁反対の「4・19 学生革命」が勝利、民主化が大きく前進したかに見えました。しかし、翌 61 年、朴正熙がクーデタで権力を握り、暗転。KCIA（韓国中央情報部）も創設され、民主化運動は徹底的に弾圧されました。

1965 年の日韓条約と請求権協定は、その前の日韓会談の時期から両国で強い反対運動が起こりました。しかし、韓国では、日本の植民地支配を正しく清算するものではなく、日本の支配層と韓国の軍事独裁政権の野合だとして、激しい弾圧の下での反対運動でした。対して日本では、日米韓軍事同盟への動きであり、日本の大資本による資本進出だとの認識で、植民地支配の清算に関する問題意識は弱かったと言わざるをえません。

70 年、劣悪・過酷な労働の改善を求めた全泰壱さんの抗議の焼身自死は、日本の市民運動にも衝撃を与え、73 年の金大中氏拉致事件は日本の政界も揺さぶり、民主化支援の動きが広がり始めました。79 年の朴大統領暗殺の直後、今度は全斗煥がクーデタを起こし、民主化を求めた光州市民の決起は武力で凄惨に鎮圧され、世界に衝撃を与えました。

また、渡韓した多数の在日韓国人が「北のスパイ」として死刑判決を受け、その救援運動も 80 年代の日韓市民連帯の柱の一つとなりました。金大中氏拉致事件究明と政治囚救援運動に日本の野党国会議員が多数参加したことも特徴的でした。

そして 87 年に韓国全土で起こった 100 万人を超える大統領直接選挙要求のデモは、ついに民主政府への扉を開き、97 年の金大中氏の大統領当選、98 年の小渕首相との日韓共同宣言に至りました。この宣言で、日本政府は初めて「植民地支配による多大な損害と苦痛を与えたことを痛切に反省し、心からお詫び」と認めました。

それから約 20 年、韓国では腐敗した保守政権を若者中心に「キャンドル革命」で打倒しました。一方、日本政府は「請求権問題」は解決済みとの姿勢を変えず、特に徴用工問題で、日韓関係は今年、決定的に“座礁”するおそれがあります。今年は総選挙もあり、私たちは政府の姿勢を転換させる、というより政府を取り換えることが重要になります。

＜中国＞とどう向き合うか

アジアにおける市民の連帯の上で、避けて通れないのは＜中国＞との関係です。中国に侵略し戦争を起こした日本は戦後、1949 年の中華人民共和国創立後も、政府の反共政策や中国・台湾の「一つの中国」問題などで国交正常化は進まず、一部の政治家や実業家による「民間のパイプ」や、市民、学者、文化人などの日中友好運動がつないでいました。

その関係は、72 年の国交正常化と 78 年の日中平和友好条約締結で大きく変わりました。特筆すべきは、中国側が日本の侵略戦争への賠償を求めず、尖閣諸島の問題では「後世に解決をゆだねる」と棚上げし、鄧小平氏は「中国は将来、巨大になっても覇権を求めず、もし覇権を求めたら、世界人民は中国人民とともに中国に反対すべきだ」と語り、平和友好条約にも反覇権条項が盛り込まれたことです。

86 年の「百花斉放・百家争鳴」など中国は「改革開放」政策により急速に経済成長を遂げ、2010 年にはついに日本を抜いて GDP 世界第二位となり、それを基盤に米国に対抗する軍事力も大きく強めてきました。しかし、その反面、絶対的権威と権力に固執する中国共産党の専制的統治、急拡大した富裕層と膨大な貧困層の格差、少数民族に対する政治的・社会的・文化的な強制的同化政策などの矛盾が際立ってきました。

89 年の天安門事件では、共産党指導部に期待して「民主改革」を求める学生や市民の平和的な集会が、「動乱」として人民解放軍に武力弾圧され、多数が死傷しました。その後も現在も、共産党指導部の権威と権力（メンツも）に異議を唱えたり、批判する人びとは厳しい取締りと処罰を受けています。強制立退きや環境汚染に抗議する住民、彼らを支援する弁護士、請願で北京に来た市民にも、拘束・逮捕・投獄などが相次いでいます。このような自由と人権の抑圧は、特に習近平体制で一層過酷になっています。2013 年には、報道の自由、市民の権利、党の誤り、

特権資産階級、司法の独立などの大学での議論の禁止令が出され、15 年には「国家政権転覆罪」などの名目で人権派弁護士 300 人以上が一斉逮捕されました。「中国は漢族と 55 少数民族」という表現が消え、「中華民族の偉大な復興」という復古的な大国主義の思想が打ち出され、「対テロ政策」の名でウイグル人に対する抑圧が強化され、文化的同化政策は内モンゴルの人びとにも及んでいます。

香港市民の叫び

そして最近の＜香港＞です。英国の植民地となった「99 年間の租借」から 1997 年に返還された香港は、「一国二制度」という特異な条件下でも自治を 50 年間保障されるはずでした。しかし、2014 年に香港の行政長官の普通選挙を否定した全人代に抗議する「雨傘運動」が学生たちを中心に起こり、デモや道路占拠は 75 日も続きました。この運動を恐れた習近平主席は 2017 年、「中央の権力や香港基本法への挑戦は絶対許さない。一国二制度は『一国家』こそ根幹だ」とし、民主派議員の資格はく奪が始まりました。

しかし香港市民は 2019 年には、容疑者を大陸にも引き渡す「逃亡犯条例改定」を 100 万人デモで廃案に追い込みました。それに対し中国は 2020 年、「国家分裂、政権転覆、外国勢力との共謀」などに終身刑や 10 年以上の懲役を科す「香港国家安全維持法」を制定。民主化運動の活動家や批判的な新聞の創業者などを逮捕し、実刑に処しています。女性活動家の周庭さんが、「ここで主張を曲げたら生きてる価値ない。支配したいなら僕を倒してから行けよ！」という欅坂 46 の「不協和音」に共感したというのは感動的です。香港の若者や市民たちは、圧倒的な中国政府・共産党の力を前に、世界に理解と支援を求めており、世界の人権団体は、弾圧の中止と釈放を求めつづけています。

中国はいま、南シナ海の多くの島や岩礁を「中国固有の領土」と宣言、軍事基地などを建造し、フィリピンやベトナム、インドネシアなどの抗議に応じていません。また、インドとの国境問題で武力衝突が断続的に続いています。尖閣諸島周辺でも、「中国の領海に日本漁船が侵入している」として海警局の船を頻繁に投入しています。そして、南シナ海の支配権をめぐる米中の対立や軍事的緊張が、「一国二制度」に反対する台湾政府と「台湾は中国の一地方」と主張する中国政府の対立と連動する恐れもあります。かつて宣言された「覇権を求めない」という原理こそ、アジアの平和と共生の基礎となるべきで、「中国包囲網」や「敵基地攻撃能力」、「対米戦力強化」などは不毛で危険なだけです。

海も陸も島も、元来は誰のものでもなかったのが、「国家」により「国境線」で囲い込まれ、その資源などが紛争の種となっています。だからこそ、話し合いと譲歩、協力により共に利用する「共生の思想」が必要です。いま欧米などは、中国封じ込めの思惑で経済・情報分野で制裁を強めていますが、それには限界があります。真に必要なのは、中国が自ら、内から変わることで、それを促すには、世界中の市民が「中国・香港・ウイグル・内モンゴル・チベットの人びとに自由と人権を」と訴え続けることが不可欠だと思います。

＊　＊　＊

この数十年間、日本の市民運動は、フィリピンやタイ、インドネシア、ビルマなどの民主化運動や環境問題などに支援・連帯する活動も展開し、一定の信頼と期待を寄せられました。また、NGO はアジアや中東、アフリカなど世界各地の難民や子ども、女性たちを支援する国際協力を続けています。しかし、いまタイで軍人首相の退陣や王制改革を求めて行動している若者たちが「ミルクティー同盟」と呼ぶ連帯の相手は、香港や台湾の学生・市民たちで、日本の市民運動はその視野に入っていないのでは、と気がかりです。

世界には、武力紛争、自由と人権の抑圧、飢餓と貧困、気候危機など、生命と尊厳を脅かす難問が多く存在しています。各地で苦しむ人びとは、「自分たちを忘れないで」と、何よりも市民の支援と連帯を求めています。コロナはそれらをさらに深刻にし、日本でも人権や差別、貧困などの問題は無数にあります。しかし、凶弾に倒れた中村哲さんも身をもって証明してきたように、「私たちは非力かもしれないが無力ではない」のです。苦難にめげず声を上げているアジア各地の人びととの連帯を作り、広げるため、「think globally, act locally」（地球全体を考え、地域で行動する）で活動を進めましょう。

地雷キャンペーンでカンボジア訪問

共生考　番外編Ⅷ　Black Lives Matter　その2

笹川俊春（共生フォーラムひろしま理事）

Black is beautiful

1999 年に公開された『The Hurricane（ザ・ハリケーン）』で、主人公の元プロボクサー、ルービン・“ハリケーン”・カーターを演じたデンゼル・ワシントンは、その 12 年前、1987 年に公開された『Cry Freedom（遠い夜明け）』では、アンチ・アパルトヘイト運動の闘士スティーヴ・ビコを演じた。二人には、政治的社会的構造としての黒人差別の犠牲者という共通点がある。ルービン・カーターは無実の罪で投獄された冤罪の犠牲者。スティーヴ・ビコは 1960 年代後半から南アフリカ共和国のアンチ・アパルトヘイト運動を牽引した黒人意識運動の中心人物であり、1977 年に逮捕拘禁され、警官による暴行で虐殺された。享年 31 歳。まさに国家権力による過酷な差別政策の犠牲者であった。

そのスティーヴ・ビコが黒人意識運動の中で強調し、広く知られることになった言葉が「Black is beautiful」である。この言葉の持つ意義について、彼は自身の著書『俺は書きたいことを書く』（峯陽一・前田礼・神野明訳、現代企画室 1988 年）の中で次のように述べている。少し長いが引用する。

「ブラック・イズ・ビューティフル」と言うとき、実際には黒人に対して、「おい、君は今の姿のままでいいんだぜ。自分自身が一人の人間だということを自覚するんだ」、と言っていることになるのです。（中略）彼女たちは、黒い、という自然のままの状態は、美しいということと同義にはならないのであって、肌の色をできる限り白く、唇をできる限り赤く、爪をできる限りピンク色にするときだけ、美に近づくことができるのだ、と信じ込んでいるのです。そこで、「ブラック・イズ・ビューティフル」という言葉は、ある意味で、自分自身を否定するこの信念に挑戦しているのです。（Biko,1988,p196-197）

「黒人である」という肯定ではなく、「白人ではない」という否定によってしか自己を認識できず、抑圧者である白人の価値観に従属している黒人。そうした自らの姿が抑圧の結果であることを自覚し、支配や従属や差別による自己否定から自己肯定に反転するダイナミズム、それが黒人意識運動であり、自己肯定の思想と実践であった。

その思想と実践は今からおよそ 100 年前、「エタである事を誇り得る」と宣言した『水平社宣言』に重なる。『水平社宣言』とはまさに「部落民意識運動」の宣言であった。解放運動（差別撤廃運動）は抑圧者＝差別者の価値観に支配され従属させられていることこそ差別であるとの認識から始まる。しかし、自己否定を自己肯定へと反転させることは容易ではない。だからこそ、その黎明期においては「黒人意識」や「部落民意識」が強調されねばならなかった。それは差別との闘いにおいては必要不可欠であり、その象徴的表現が「エタである事を誇り得る」であり、「Black is beautiful」だった。

Nothing !

『遠い夜明け』から 5 年後、1992 年に公開されたスパイク・リー監督『MalcomX（マルコム X）』で、デンゼル・ワシントンは主人公マルコム X を演じた。『遠い夜明け』が白人監督による白人新聞記者（デイリー・ディスパッチ紙の白人編集者ドナルド・ウッズ）を物語の語り手にした作品であるのに対し、『マルコム X』は黒人解放運動の指導者の人生を黒人監督がスクリーン上で再構築した作品である。それは黒人によ
語である。

その『マルコム X』には黒人解放運動
それは次のような場面だ。主人公マルコ
終え、会場の建物から出て行こうとす
子学生が彼を追いかけてきて声をかけ
かできることはありませんか」と。そ
て振り向いた主人公はキッパリとこう
その毅然とした態度と言葉の強さに、
立ち去る主人公をただ茫然と見送る、という場面である。その場面での主人公マルコム X の佇まいには、今まさに差別と闘っている者の揺るぎない信念と覚悟を感じさせる迫力があった。デンゼル・ワシントンがマルコム X と見事に重なっていた。

さて、「Nothing ！」とは一体何を意味しているのか。拒絶の意思表示なのか。あるいは白人社会への深い絶望の表現か。私には次のような『水平社宣言』の一節とこの言葉が重なっているように思える。

過去半世紀間に種々なる方法と、多くの人々によってなされた吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を斎らさなかつた事実は、夫等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて毎に人間を冒涜されてゐた罰であつたのだ。

差別をなくすことは原理的には難しいことではない。差別者が差別しなければいいだけだ。差別とは差別者の問題であって、被差別者には何の問題もない。もちろん、差別によって歴史的に蓄積された不利益は補償されねばならない。それにしても、まずは踏みつけている足を退けることだ。足を踏みつけたまま差別者が被差別者のために同情的恩恵的に「何かをしてあげる」ことなど差別をなくすためには何の役にも立たない。つまり、白人が黒人のために「何かをしてあげる」ことなど「Nothing ！」なのだ。「吾等の為めの運動が、何等の有難い効果を斎らさなかつた」のは当然である。それは差別構造を維持したまま、差別者が差別している自分自身の問題に向き合うことなく、「可哀想な部落民」のために同情的恩恵的に「何かをしてあげる」ことで「よいこと」をしたと自己満足しているに過ぎない。部落解放運動ではこれを融和主義として厳しく批判し排除してきた。マイノリティ当事者による解放運動が、何よりも重視してきたのは被差別者の自己肯定と差別と闘う主体の確立であり、

それは差別の責任の一切は差別者にあるという認識と表裏一体をなしていた。ゆえに差別被差別の立場を明確にすることで、差別者による同情的恩恵的なアプローチを融和主義として切り捨ててきたのである。映画『マルコム X』における主人公の「Nothing ！」という言葉にはこうした解放運動の本質が見事に表現されていた。

Black Lives Matter

マルコム X 暗殺とスティーヴ・ビコ虐殺からおよそ半世紀、『水平社宣言』からは実に 1 世紀が過ぎようとしている今、改めて現在の解放運動としての「Black Lives Matter」（BLM 運動）について考えてみることは意味のあることだと思う。米国発のこの運動は白人警察官によるジョージ・フロイドさん殺害を契機に、瞬く間に世界中に拡大した。それはもちろんインターネットによる情報の拡散という側面はあったにしても、私には、この運動が従来のマイノリティ当事者による解放運動とは異なる方法論に依拠していることが大きな要因のように思える。

従来の解放運動の方法論を端的に表現すれば、それは「アイデンティティの政治」である。被差別者（あるいは被差別集団）であることを社会的に宣言することで、誰が差別者で誰が被差別者かを明確にし、差別撤廃と社会的権利の保障を要求する。ゆえに、被差別者という自らのアイデンティティが決定的な意味を持つ。ただ、この運動は差別あるいは被差別という社会的立場を本質主義的に規定することを前提としており、マジョリティに対し、「差別する側であること」「差別する側である自分自身と向き合うこと」を求める。それは差別はいけないとわかっていると同時に差別とは無関係と思っているマジョリティにとっては気の重い厄介な要求であり、結果として、差別問題は面倒だから関わりたくないと逃げてしまうか、悪くすると差別問題をタブーにしてしまいかねない。問題ははっきりしている。差別問題をマジョリティ自身が自らの問題として認識できるかどうかだ。

では、それは可能なのか。その手がかりが BLM 運動にある。この運動にはマジョリティとしての白人の多くが、沈黙することなく傍観もせず、実際に参加している。それはこの運動が「アイデンティティの政治」ではなく、「存在の政治」という方法論に依拠しているからではないか。具体的には、黒人差別の問題を社会的不公正という差別構造の問題として顕在化させたことを意味する。人間が社会的存在であり、常に社会を必要としている限り、その社会の構成員はすべて公正に扱われることを望んでいるはずだ。重要なのは公正か不公正かという問題であり、誰がマジョリティで、誰がマイノリティか、といったアイデンティティの問題ではない。とりわけマジョリティにとっては社会的不公正という問題設定は差別被差別という立場性を問われることなく、社会的公正の実現という自らにも関わる問題として認識することを可能にする。このようにして問題の存在を明らかにしたこと、つまり、政治化したことによって差別構造の問題が社会的不公正の問題であることをマジョリティに認識させ、結果的に運動への参加を促すことになったのではないか。

しかし、一方で、黒人差別が関係差別（絶対的差別）であるとの認識に立てば、制度としての社会的不公正を創り出し、その利益を享受しているマジョリティがその自覚もなく被差別の側に立とうとすること、また、そのような形でマジョリティを巻き込むことは融和主義そのものとの批判も当然ありうる。それを理解した上で、それでもマジョリティの意識変容という点で BLM 運動が持つ意義は大きいと思う。なぜなら、黒人差別が社会的不公正であるとの認識はやがてそれを生む社会構造そのものへの批判的視点を育み、その社会構造がマジョリティである白人の規範によって歴史的に作られたもの、したがって白人にとっての当たり前が社会全体から見れば特権にほかならなず、特権そのものが不公正の結果であるとの認識に至ると考えるからである。つまり、運動に参加する白人層が黒人差別と自らの特権とが表裏一体であるとの問題意識を持つことで自己変革に向かう可能性があると考えるからである。

おわりに

最後に一つだけ述べておきたい。それは BLM 運動が 3 人の黒人女性によって始められたという事実である。「アイデンティティの政治」が人間の存在を本質主義的に規定することで社会の分断という危険性をはらむのに対し、「存在の政治」は人々を社会に包摂した上で問題の所在を明らかにすることを意図する。この分断と包摂についてジェンダーの視点で考えてみたいとの思いが私にはあるが、残念ながら現時点での力不足は否めない。さらなる学習と思索が必要だ。

朝日新聞 GLOBE『WORLD PRESS PHOTO 17』世界報道写真展 2017/7/2

ジョナサン・バックマンが撮影（2016 年）

白人警官による黒人射殺に抗議する警官前に立つ女性

黒人男性が警察官に射殺される事件が起きたバトンルージュでデモと機動隊のにらみ合っていた時、彼女は、デモ参加者が歩道に立ち退かされ誰もいない大通りに、ひとり立っていた。対する警察官 2 人は全身を重装備。そして、彼女は静かに連行された。・・・あの女性は、看護師で男の子の母。「勇敢で誇り高く、力強い。写真の女性そのものでした。（記事抜粋）

育鵬社歴史・公民教科書の採択激減と育鵬社不採択を実現した呉市民の取り組み

山川 滋（教科書問題を考える市民ネットワーク・ひろしま）

1　育鵬社歴史・公民教科書の激減

2020 年中学校教科書採択では、育鵬社歴史教科書は 72,500 冊 (シェア 6.4%) から 12,000 冊 (1%) へと６分の１。育鵬社公民教科書は 61,200 冊 (5.8 %) から 5,000 冊 (0.5 % 以下) へと 12 分の１に激減した。通常の教科書会社ならば撤退するか倒産する限界状況だ。

私たちは、育鵬社の敗因は①育鵬社や育鵬社を支援する右翼勢力の活動も減退、と②育鵬社採択に反対する市民団体の綿密で活発な連携行動、だと考えている。

	歴史	公民
今年まで育鵬社教科書を使用し、今回不採択にした採択区・都道府県立学校		
東京都	武蔵村山市　小笠原村	武蔵村山市　小笠原村
神奈川県	横浜市　藤沢市	横浜市　藤沢市
石川県		小松市
大阪府	大阪市４採択区　四条畷市 泉佐野市	大阪市４採択区　四条畷市 東大阪市　河内長野市
広島県	呉市	呉市
山口県	防府市	
愛媛県	松山市　新居浜市　四国中央市　上島市	四国中央市　上島市
都道府県立学校	東京都　香川県　愛媛県 福岡県	東京都　香川県　愛媛県
育鵬社教科書を引き続き採択した採択区・都道府県立学校		
栃木県	大田原市	大田原市
石川県	金沢市　小松市　加賀市	加賀市
大阪府		泉佐野市
山口県	岩国地区（岩国市・和木町）	
沖縄県		八重山地区 （石垣市・与那国町）
都道府県立学校	宮城県　埼玉県　千葉県 山口県	埼玉県　千葉県 山口県　福岡県
今回新規に育鵬社教科書を採択したところ		
山口県	下関市	

かつて安倍政権と日本会議地方議員は、首長に「学校票の廃止」「絞り込み廃止」「無記名投票」「愛国心などの『観点』採用」「採択区の一本化」「教育委員の入れ替え」を指南して、教育への介入を行い 2015 年採択は育鵬社の採択を増加させた。

しかし、産経新聞記事（2020.9.12）は、その後「育鵬社推進派の熱が冷めてしまった」ことが敗因だという。改正教育基本法の「我が国と郷土を愛する態度を養う」が学習指導要領に反映され育鵬社採択が増加したので教科書問題への関心と危機感が薄れたというのだ。逆に、反対派は「教育委員の中立性、公正性」「教員が使いやすい教科書を選ぶべきだ」と地道に不採択運動を続けたことが教育委員会を動かして功を奏したという。私たちの分析と一致しているのである。

2　呉教科書問題への取り組み

2011 年に呉市教委が育鵬社歴史・公民教科書を採択したとき、なぜこのような教科書が採択されたのか、子どもたちにこのような教科書で学ばせてはいけない、という強い怒りを共有して、私たちは教科書研究と採択資料分析を始めた。

同年、尾道市教委も育鵬社公民を採択したが、尾道市民による情報公開等の取り組みで、教育委員長が不適切な採択会議をしたことが市民に明らかになり、市民の怒りが 2015 年育鵬社公民を不採択にした。

しかし、呉市教委は 2015 年にも再度育鵬社を採択したので、多くの市民の力を結集して「教科書ネット・呉」を結成し、「教科書ネット・ひろしま」と共に不正採択を明らかにする取り組みを始めた。

私たちは 2015 年の呉市教委採択資料を綿密に分析した。その結果、育鵬社歴史・公民教科書採択には次のような多数の不適正事実があった。そこで、教科書ネット・呉は多くの教科書裁判を闘ってきたえひめ教科書裁判を支える会の全面的な支援を得、下中法律事務所の下中弁護士、鈴木弁護士の協力を得て、原告 8 人による本人訴訟を行うことを決めた。

訴えの具体的な内容は、次のとおり。

- 教育再生首長会議に所属して育鵬社採択を公言する小村前市長が、教育委員会に育鵬社採択を働きかける、教育への不当支配を行ったこと。
- 公民教科書の特設ページ数をカウントする際、育鵬社だけ特設ページに加えてコラムまで水増しカウントして高評価の不適正報告を作成した。
- 指導主事は県教委選定資料にある視点「多面的・多角的な考え方」を外して、多面的・多角的視点に乏しい育鵬社を有利にする、不適正採択を行った。
- 1054 か所以上の誤記を選定委員も教育委員も気づかず、誤記満載の資料に基づき不適正採択を行った。
- 指導主事は日本文教出版歴史教科書の歴史区分を誤認して、日文教科書の評価を下げた不適正採択をした。
- 県教委が採択基本方針で、指導主事は調査研究委員との重複を禁止しているにもかかわらず、指導主事が調査研究委員会に参加して指導助言をすることにより、育鵬社を有利にする不適正報告書を作成した。
- 選定委員会が研究途中の中間報告に意見を入れることで調査研究の公正性を損なう不正採択が行われていた。
- 選定委員、調査研究委員の任期は 8 月 31 日までと規程されているにも関わらず、規程の変更もせず 3 月に不適正な再委嘱をし、採択資料の検証を行った。

これらの不適正事実を訴えの根拠として、呉市に住民監査請求した後、2016 年 11 月に住民訴訟として「呉教科書裁判」を提訴し、地裁で３年間、高裁で１年間闘った。いずれも判決は「『水増し・改ざん、指導主事の規程違反』は市教委の裁量の範囲内で間違いを直したのだから違法ではない」「前市長の教育介入はあったという事実は認められないから違法ではない」という、根拠不十分かつ不透明な不当な判決だった。

しかし、驚いたことに呉市教委は裁判で係争中にもかかわらず、

- 指導主事を採択過程から完全に外す
- 教育長、事務局の選定委員会への関与を規程から除外する

・調査研究報告書に選定委員会の意見を反映する要項の廃止
・調査研究報告、選定委員会答申（総合所見）の簡略化

などの大きな改善をした。そして、2018 年には、

・教育委員会の採択会議を市民に公開
・ほぼすべての採択資料を HP に公開

を実行して採択の透明度を高めた。呉教科書裁判の追及がこの改善を呉市教委に行わせたのである。裁判は実質勝利だった。

■2020 年中学校教科書採択の私たちの行動

（1）教科書採択に学校・教員の意見を反映（尊重）することを求める署名 1,318 筆を提出した。
（2）詳細な歴史・公民教科書分析資料を作成し、市民の意見として※『育鵬社歴史・公民教科書の問題点』を呉市教委に示した。
（3）呉市教委は以下の私たちの「請願」を採択した。
　1　教科書無償措置法の理念や定めに基づき公正・適正な教科書採択を行うこと。
　2　平和主義・国民主権・基本的人権を基本原則とする日本国憲法を守り尊重する教科書を採択すること。
　3　歴史学や憲法学などのこれまでの学問的成果に立脚し、一面的かつ特定の価値観をすり込むことなく、知識を広げ普遍的な真理を追究しうる教科書を採択すること。

【呉市教委の採択理由】

「教科書採択に当たっては、国や県の方針、呉市の採択規程に則って適正に行なわれている。このことと矛盾しないので採択する」

（4）分析資料による市民学習会を開き、育鵬社歴史・公民教科書と他社との違いを学習した。
（5）教科書展示会へは過去最高の 85 人の市民が参加した。
（6）呉市教委は市民アンケートを実施しないので、8 月になって多くの市民がハガキ、メール、ファックスで呉市教委に思いや意見を届けた。

※『育鵬社歴史教科書の問題点』（抜粋）

〈日本国憲法をどう記述しているか？〉

教科書で「憲法改正」に誘導している育鵬社は、

・五箇条の御誓文を国の指針とし、日本の歴史と伝統、国柄の研究を行い、8 年の歳月をへて発布され、アジア最初の憲法として内外に評価」された。

と記述。これに対し日本国憲法は、

・大日本帝国憲法をもとにした政府案を GHQ は拒否し、自ら 1 週間で作成したのちに、日本政府に受け入れるようにきびしく迫った。

と記述。「歴史と伝統、国柄」、「8 年の歳月」もかけた日本帝国憲法に対し、日本国憲法は「GHQ が 1 週間で作成し日本政府に押し付けた」というイメージを生徒にインプットし、「憲法改正は当然」と考えるように導いているといえる。しかし、なぜ日本政府の憲法改正案が、ＧＨＱに受け入れられなかったのか、ということを考えさせていない。つまり、不都合な事実を隠す印象操作を育鵬社教科書は行っているのである。

帝国書院、日本文教出版は、日本国憲法の成立過程を「押しつけられた」憲法という見方をとらず、帝国憲法を根本的に改め、人権保障と民主主義を強化するため憲法改正作業が行われたと評価している。

ちなみに学習指導要領は、

・単元「日本国憲法の基本的原則」のねらいについて、「日本国憲法の基本的な考え方及び我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について理解を深めることができるようにすること」

とあり、育鵬社は学習指導要領にも即していないといえる。

※『育鵬社公民教科書の問題点』（抜粋）

〈軍縮、核廃絶をどう記述しているか？〉

＜育鵬社＞は、軍縮に関する条約に触れながら、「未締結の国や違反が疑われる国があり」困難な状況であると結んでいる。これでは、国際平和への展望は感じられず、国際社会に対する不信にしかつながらない。1999 年対人地雷禁止条約発効、2017 年核兵器禁止条約の採択などに一切触れず、平和と核軍縮に向けた世界の人々の取り組みに目を向けさせようとしていない。この教科書は、核兵器廃絶を悲願とする広島にはふさわしくない。

一方、＜教育出版＞は、国際社会での核兵器廃絶における日本の役割の重要性を強調し、日本政府の核の傘の政策との矛盾に気づかせる記述となっている。核兵器禁止条約についても、国連での採択が決まった喜びの写真と、一方不参加を表明した日本への国内外からの疑問や核兵器転用可能なプルトニウムが増大している問題をきちんと記述し、多面的多角的に軍縮や核兵器廃絶、日本の役割について考えさせる編集となっている。

＜東京書籍＞＜帝国書院＞＜日本文教出版＞は分量的・内容的に物足りなさを感じるが、日本の果たすべき国際貢献について、平和主義に基づいた軍縮への積極的な取り組みを強調している。世界の貧困を克服する経済や医療・福祉向上など、自衛隊の海外派遣に偏らない日本の国際的役割を明示している。

そして、2020 年 8 月 21 日呉市教育委員会採択会議で、ついに育鵬社不採択という 9 年越しの念願をかなえることができた。

3　おわりに

アベ政治を引き継ぎますます強権的になっているスガ政治の下で、私たちは一層適正・公正な教育や教科書採択を行う取り組みを強化していく必要を感じている。そのためには教科書の検定基準を適切なものに変え、政治圧力を教科書に反映させる仕組みを排除し、採択プロセスの民主化・透明化をすすめる運動が引き続き必要である。

これからも子どもたちの学習権を保障するために、呉市教委だけでなく県内全ての教育委員会の動向を監視しながら、必要ならば要望や請願を提出することで、不当な教育介入を許さず、教員や学校現場の意見を反映する教科書採択を実現する取り組みを継続して進めていきたい。

2020 中学校教科書採択状況

No.	採択区	採択教科書 歴史	採択教科書 公民	採択教科書 道徳	教育委員会採択日	H20公表日	H20公表19日	H20公表18日	採択会議の公開	請願提出（○）未提出（－）	請願へ文書回答	請願規則	教育委員会会議録公開	教育委員発言者名の記載	選定委員会会議録公開	選定委員発言者名の記載	選定委員会答申（推薦教科書の有無）	観点・視点・方法の事前公表	展示教科書の写真撮影	市民アンケート実施	採択規程の位置づけ
1	広島市	東書	東書	日文	8月28日	8月28日	9月2日	9月4日	○	○	△事務局回答	○	HP○	○	○	×	○	×	○	○	規則
2	福山市	山川	東書	東書	8月6日	8月6日	8月6日	8月6日	○	－	－	○	○	○	○	×	×	×	○	○	条例
3	呉市	東書	東書	日文	8月21日	8月24日	8月30日	9月6日	○	○	○	○	HP○	○	HP○	○	○	×	×	○	条例（予定）
4	竹原市	東書	東書	日文	7月30日	8月7日	8月23日	8月31日	○	○	不受理	○	HP○	○	HP○	○	○	×	×	○	要綱
5	大竹市	東書	東書	日文	8月17日	8月20日	8月20日	9月3日	×	○	○	○	○	○	○	×	○	×	○	○	規約
6	東広島市	東書	東書	東書	7月30日	9月2日	9月4日	9月5日	×	○	△事務局処理	×	○	×	○	×	○	×	△図書館長の許可	○	規則
7	廿日市市	東書	東書	日文	8月7日	8月24日	8月23日	8月21日	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	要綱
8	江田島市	東書	東書	日文	8月24日	9月1日	9月5日	9月5日	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○	不明
9（2020採択協議会選定日8月4日）	安芸・府中町	東書	東書	東書	8月18日	8月21日	9月4日	9月10日	×	○	×	×	○	○	○	○	○	×	×	○	規約
	〃・海田町	東書	東書	東書	無回答	8月21日	9月4日	無回答	×	○	×	○	○	○	○			×	○	○	規約
	〃・熊野町	東書	東書	東書	8月7日	8月20日	9月4日	9月7日	×	○	×	○	○	○	○			×	○	○	規約
	〃・坂町	東書	東書	東書	8月4日	8月24日	9月4日	9月12日	×	○	×	○	○	×	○			×	×	○	規約
10	豊田（大崎上島町）	東書	東書	日文	7月31日	8月31日	8月27日	9月6日	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	不明
11	安芸高田市	日文	日文	東書	8月11日	8月21日	8月29日	9月4日	×	○	×	2020策定○	HP○	○	○	○	○	×	×	△	不明
12（2020採択協議会選定日8月3日）	山県・安芸太田町	東書	東書	東書	8月5日	9月4日	9月9日	8月31日	×	○	○	○	HP○	○	○	○	○	×	×図書館の規則に従う	×	不明
	〃・北広島町	東書	東書	東書	8月6日	9月4日	9月10日	8月31日	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	不明
13	三原市	日文	日文	光村	8月19日	9月3日	8月23日	8月31日	○	○	不採択	○	○	×	HP○	×	○	×	○	○	要綱
14	尾道市	東書	東書	日文	8月27日	8月28日	8月29日	9月3日	×	－	×	×	HP○	○	HP○	×	○	×	×	○	規則
15	府中市	東書	東書	日文	8月6日	結果8月12日 理由9月1日	8月28日	8月31日	×	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	要綱
16	世羅（世羅町）	東書	東書	東書	7月31日	7月31日	8月1日	7月27日	×	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	×	規約
17	神石高原（神石高原町）	東書	日文	日文	8月18日	8月22日	9月4日	9月3日	×	○	×	○	○	×	○	×	○	×	×	○	不明
18	三次市	帝国	帝国	日文	8月26日	9月1日	8月30日	9月12日	×	○	×	○	○	×	○	×	×	×	×	○	規約
19	庄原市	東書	日文	廣済堂あかつき	8月19日	8月24日	8月28日	9月4日	×	○	×	○	HP○	○	○	×	○	×	○	○	規約
*	広島県教委	以下別記	以下別記	以下別記	8月25日	県立中8月27日 市町9月3日	8月29日	9月6日	×	○	×	×	HP○	○	×	×	学校推薦	○	×	×	規則
	広島市中等教育学校	東書	東書	日文	8月28日	8月28日	－	－	○	－	－	－	○	○	×	－	学校推薦	×	－	－	－
	福山市福山中学校	山川	帝国	東書	8月5日	8月6日	－	－	○	－	－	－	○	○	×	－	学校推薦	×	－	－	－
	県立広島中学校	東書	東書	学研	8月25日	8月27日	－	－	×	－	－	－	○	○	×	－	学校推薦	○	－	－	－
	県立叡智学園中学校	東書	東書	学研	8月25日	8月27日	－	－	×	－	－	－	○	○	×	－	学校推薦	○	－	－	－
	県立三次中学校	東書	東書	学研	8月25日	8月27日	－	－	×	－	－	－	○	○	×	－	学校推薦	○	－	－	－

広島県教委義務教育指導課は教育センターにおける展示教科書の写真撮影は可能とした。したがって、事実上市町教委は県教委に準じて撮影可能である。

採択時の教育委員会会議の公開は年々増えているが、県教委も含めて24市町教委中7教委しか公開していない。

「請願」規則のある教育委員会は多いが、請願規則に則った誠実な対応をするところは少ない。

【説明】 市民アンケートを実施している教委は多いが、どのように反映しているかは明確ではない。

採択結果・理由を遅滞なく（おおむね1週間以内）公表している教委が増えてきた。

教育委員会会議録・選定委員会会議録の発言者名を記載していない教育委員会がある。

選定委員会答申で1～2社を推薦しない教委（福山市、三次市、府中市）は、選定委員会答申に基づかない、教育委員の恣意的な採択になる危険がある。

「大久野島の歴史」を出版しました

この度、１９０２年から今日にいたる大久野島の歴史を紹介した「大久野島の歴史」を出版しました。今までにも毒ガスの歴史など、大久野島に関する書籍はいくつか出版されていますが、日清戦争の時代から現代まで、「大久野島の歴史」として一冊にまとめた本はありません。広島の原爆被害とともに大久野島の毒ガスの被害・加害の歴史は後世に伝承していかなければならない貴重な歴史です。体験者から聞かせて頂いた証言やボランティアガイドとして 23 年間、大久野島に通い続けて学んだことも含めて、大久野島の歴史としてまとめました。

大久野島が戦争に利用された１９０２年から１９５６年までの時代と第 2 次世界大戦後から今日までの大久野島の歩みを紹介しています。大久野島の歴史を学ぶ入門書として読んでいただけると嬉しいです。

御存知のように、大久野島の防空壕跡にはまだ毒ガス弾が埋設されたままです。戦後、大久野島近海では幾度も毒ガス弾や毒ガス缶の残骸が発見され、それによる被害者も出ています。また、1996 年頃にはヒ素による島内の環境汚染が明らかになるなど、大久野島は現在に至るまで戦争の悪影響を受け続けています。大久野島の戦争の歴史はまだ、現在進行形です。この本ではそれらの事柄もまとめています。是非、ご一読ください。

この本はＡ5 版 127 ページカラー写真もたくさん組み込んであります。

ご希望の方には実費（一冊 900 円）で頒布します。

連絡先：0849-29-1206　竹原市東野町 983-5
山内正之（毒ガス島歴史研究所事務局長
大久野島から平和と環境を考える会代表）

活動報告（第九条の会ヒロシマほか　関連団体、ネットワーク、実行委員会含む）

9 月	3 日（木）	第九条の会ヒロシマ会報 107 号発送　13 時～　広島市民交流プラザ
		ヒロシマ総がかり 3 の日行動　17 時半～　広島本通り電停前
	5 日（土）	広島 2 区市民連合設立のつどい　西区民文化センタースタジオ　14 時～
	7 日（月）	9.7 沖縄戦終結広島集会　18：30 ～　資料館会議室 1（台風で中止）
	16 日（水）	上関原発止めよう！広島ネットワーク中電本社前行動 12 時
		広島別姓訴訟控訴審判決（広島高裁）14 時～
	17 日（木）	ピースリンク９月街宣・例会（呉ＹＷＣＡ）
	21 日（月）	辺野古土砂協オンライン世話人会
10 月	3 日（土）	2 区・3 区市民連合公開討論会　西区民文化センター
		5 区市民連合設立総会　（14：00 ～ビューポート中会議室）
	7 日（水）	「慰安婦」ネット　水曜行動（広島本通り）1200
	10 日（土）	九条の会・はつかいち総会＆記念講演会
	11 日（日）	前川喜平講演会「子どもたちをよろしく」（広市民センター）
	17 日（土）	「西松和解」記念碑設立１０周年記念集会（広島弁護士会館３階ホール）
	20 日（火）	広島防衛局申し入れ（岩国基地の拡張強化に反対する広島県住民の会）
	23 日（金）	「辺野古の今」（沖縄報告会）山本英夫さん（原爆資料館）1830
	24 日（土）	共生フォーラムセミナー　講師：秋元大介さん（広島市留学生会館）1430
	26 日（月）	反「原子力の日」中電本社前行動（中電前）12 時～　中電への申し入れ　13 時
		ヒロシマ総がかり臨時国会開会日行動　17 時半～　広島本通り電停前
11 月	1 日（日）	平和のバナーで原爆ドームを囲もう　14 時～　原爆ドーム前
	3 日（火・休）	11.3 憲法のつどい 広島弁護士会館＋オンライン講演会県内 8 か所
	4 日（水）	「慰安婦」ネット　水曜行動（広島本通り）12：00 ～ 13：00
		上関ネット中電前行動 12 時～　13 時半～　申し入れ
	8 日（日）	ヘイトスピーチをなくすために　講師：前田朗（広島弁護士会館）1400
	18 日（水）	上関ネット中電前行動 12 時～　15 時～　中電との意見交換
		ピースリンク呉駅前行動
	25 日（水）	「女性に対する暴力撤廃国際デー」キャンドルの集い（原爆ドーム前）18 時～
	26 日（木）	第九条の会ヒロシマ事務局会　五日市ガスト　14 時半～
12 月	2 日（水）	「慰安婦」ネット　水曜行動（広島本通り）12：00 ～ 13：00
		第九条の会ヒロシマ世話人会　14：30 ～　広島国際会議場３Ｆ研修室２
	6 日（日）	「辺野古埋め立て変更申請を読む」湯浅一郎　オンライン講演会 14 時
	12 日（土）	南北・米朝関係と朝鮮半島情勢の展望　金昌五講演会中止　14 時半～　流川教会２階
	13 日（日）	広島 2 区市民連合「女性をめぐる課題」下中弁護士　14 時～　佐伯区役所別館
	19 日（土）	上映会「まわり道」 中止　ゆいぽーと　9：40 ～
	20 日（日）	立憲野党と 2・3・5 区市民連合幹事の合同懇談会中止　13 時半～
	22 日（火）	総がかり行動全国交流 Web 集会　17：30 ～
	23 日（水）	ピースリンク広島・呉駅前街宣中止　17：30 ～　例会　18：15　忘年会　20 時～
1 月	4 日（月）	ヒロシマ女たちの新春街頭宣伝中止　本通り電停前　12 時～ 13 時
	7 日（木）	第九条の会ヒロシマ会報 108 号発送　13 時～　広島共同センター

201217 中国・
B1 爆撃機 2 機岩国飛来

岩国基地上空を飛行するＢ１戦略爆撃機

B1爆撃機2機
岩国基地に飛来
「受け入れ能力の確認」

米空軍のB1戦略爆撃機2機が16日、岩国市の米軍岩国基地に飛来した。飛来の目的について、同基地報道部は「飛行中の緊急事態や天候などの理由で行き先変更を余儀なくされた際、岩国基地の爆撃機の受け入れ能力を確認するため」と説明している。

2機は午後1時40分ごろ、相次いで飛来した。約2時間滞在し、次の目的地へ向けて飛び立った。2機は米サウスダコタ州エルスワース空軍基地に所属しており、現在はグアムのアンダーセン空軍基地に展開している。

B1は11月17日に2機、今月4日には1機が日本海や東シナ海、沖縄県周辺の空域で航空自衛隊のF15、F2戦闘機と相次いで共同訓練をした。航空幕僚監部は、編隊航法や防空戦闘の訓練で、日米共同対処能力や部隊の戦術技量の向上を図ったとしている。

お知らせ

集会では、コロナ感染の心配がありますので、密を避けるため間隔を空け、換気に努めマスクの着用をお願いします、発熱等体調に不安のある方はご遠慮ください。感染状況によっては中止・延期することもあります。予約が必要な場合もありますので、事前にご確認・ご予約ください。よろしくお願い致します。

◆日本軍「慰安婦」問題解決をめざす水曜街頭行動
1月13日、2月3日、3月3日(原則毎月第1水曜日)
※コロナ感染状況により中止の場合もあります。
広島市本通り電停前(青山側) 12:00~13:00
内容：リレートーク、「岩のように」ダンスと歌等
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410(土井)

◆ナヌムの家ハルモニの絵画展（ゆいぽーと協議会<展示発表）
2020年11月28日～2021年2月14日（日）
広島市男女共同参画推進センター（ゆいぽーと）1Fロビー
主催：ゆいぽーと男女共同参画推進協議会
（この協議会に「慰安婦」ネット団体参加）

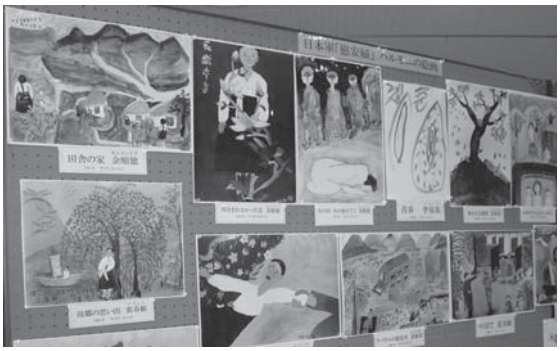

写真提供：岡原美知子さん

◆岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会総会・記念講演会
「横須賀から見る岩国基地　?変わる在日米軍?
1月30日(土)14時～記念講演会（13：30～総会）広島弁護士会館
資料代：800円(学生・障がい者　無料)
講師：頼　和太郎さん（「追跡!在日米軍」リムピース編集長）
報告者：田村順玄さん（あたごやま平和研究所代表）
主催：岩国基地の拡張・強化に反対する広島県住民の会
連絡先：0829－31－3356（事務局）

◆「予断を許さぬ憲法審査会」オンライン憲法学習会
～コロナ禍よそに進む改憲の動き
2月6日（土）14：15～16：30　　廿日市市民活動センター　）
講師：高田健さん（総がかり行動実行委員会共同代表）
主催：九条の会・はつかいち
参加費：500円
連絡先：090-3373-5083 (新田)
★県内数か所ででオンライン配信会場を準備中
共催：ヒロシマ総がかり行動実行委員会
申し込み・連絡は、県内それぞれの総がかりまで。
または藤井まで（2 月以降）お問い合わせください。

◆第一回：旧陸軍被服支廠とヒロシマの記憶ー
（全８回）　　**ー何のために残すのか**
1月24日（日）14：30－17：00
講師：小田原のどか（彫刻家・彫刻研究）
森田裕美（中国新聞論説委員）
切明千枝子（被爆者）
場所・広島県男女共同参画財団エソール広島
（おりづるタワー10 階研修室 広島市中区大手町1 -2-1
※南側入口（旅館相生側）にスタッフがおります。
開始時間後は、インターホンで「1001」
参加費：1回のみ1000円（8回通し券5000円）、
学生1回のみ500円（通し券3000円）
オンライン参加も同じ
主催：広島・ジェンダー・「在日」資料室準備会
連絡先：Email：hgz.library@gmail.com

広島に、わたしたちの＜平和地図＞を描くための交差点＝資料室＆カフェをつくります。
広島に、ヒロシマ・ジェンダー・「在日」をキーワードに〈本との対話〉〈資料との対話〉〈人との対話〉で関係を紡ぐ、ひらかれたスクランブル交差点です。
故加納実紀代（女性史研究者）さんの本・資料、1970年前後の広島の女性解放運動のビラや機関紙、広島の「在日」資料などと出会える場です。
そして2年後の資料室開室に向けて第8回連続講座を開講いたします。関心を持っていただいた方、ぜひ下記にご連絡ください。（詳細は同封のチラシ参照）

◆第9回共生フォーラムセミナー
「在日フィリピン人として生きる」
2月21日（日）14時30分～16時30分終了予定　広島市留学生会館
講師：ミラグロス・フェルナンド・フジワラさん
主催：NPO法人共生ﾌｫｰﾗﾑひろしま
後援：広島市・広島市教育委員会
連絡先：070-3771-9235　共生フォーラムひろしま事務担当

◆個個からカフェ
☆ 不安なく違っていられる社会への一歩 ☆
第13回：家族に制度をかぶせるな
3月21日　16：30から18：00　　ハチドリ舎
参加費（資料代） 500円(ワンドリンク付き） 要申し込み
講師、発言者等　寺原真希子さん（「結婚の自由をすべての人に」弁護団団長　第二次別姓訴訟弁護団）
主催：別姓訴訟@広島　応援団
連絡先：onji.i@nifty.com
082-285-2105（faxまたは留守電にご連絡ください）

◆上関原発止めよう！広島ネットワーク中国電力本社前行動
原則第3水曜日　　1月20日、　2月17日、　3月18日
（予定変更の場合がありますのでご連絡ください）
連絡先：090－6835－8391（渡田）

事務局から

2020 年度会費・カンパをよろしくお願いいたしま～す

・2020 年度(～２月)も、8.6 新聞意見広告の賛同金、年会費・カンパを有難うございました。お陰で今年も 8.6 新聞意見広告を全国に掲載することができました。 20 年度会費がまだの場合は、ぜひ引き続きご支援くださいますように、よろしくお願いいたします。
・封筒のタックシールに皆さまの入金状況を記載しております。入れ違いで記入が間に合わなかった皆さま、申し訳ありません。間違いがあれば、遠慮なくご連絡ください。

後記

・今号も力作ばかりで感謝。広島での活発な活動が中心だけど、自衛隊、アジアの市民等の専門的な内容も掲載出来て嬉しい。
・ある原発関連のニュースレターに 10.24 付週刊現代記事コピー「医師の本音はコロナワクチンを私なら打たせない」があった。有効性も分からない、未知の副作用、前代未聞の人体実験、打たなければ非国民か…　本庶佑先生も「副作用で死ぬか、コロナで死ぬかというくらいの問題だ」と述べられている。
・オンライン会議・講演もいいが危険性も指摘されている。私も加わってる JCA-NET 運用の Jitsi-meet は同会の趣旨にあえば自由に使える。ナンだかややこしそう。でも少なくとも安全だ。